

地域指定年度	平成23年度
計画策定年度	平成23年度
計画見直し年度	平成28年度

富士市農業振興地域整備計画書

令和3年5月

静岡県富士市

目 次

第 1 地域の振興方向	1
1 農業振興の方向.....	1
(1) 現状分析.....	1
(2) 課題と今後の方向.....	2
2 農業振興地域整備計画の特色.....	4
(1) 経過と変更の理由.....	4
(2) 計画の特色.....	4
第 2 農用地利用計画	5
1 土地利用区分の方向.....	5
(1) 土地利用の方向.....	5
ア 土地利用の構想.....	5
イ 農用地区域の設定方針.....	6
(2) 農業上の土地利用の方向.....	8
ア 農用地等利用の方針.....	8
イ 用途区分の構想.....	10
ウ 特別な用途区分の構想.....	11
2 農用地利用計画.....	11
第 3 農業生産基盤の整備開発計画	12
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	12
2 農業生産基盤整備開発計画.....	14
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	15
4 他事業との関連.....	15
第 4 農用地等の保全計画	16
1 農用地等の保全の方向.....	16
2 農用地等保全整備計画.....	16
3 農用地等の保全のための活動.....	17
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	18
第 5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	19
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	19
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	19
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	20

2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	21
3	森林の整備その他林業の振興との関連	22
第6	農業近代化施設の整備計画	23
1	農業近代化施設の整備の方向	23
2	農業近代化施設整備計画	25
3	森林の整備その他林業の振興との関連	25
第7	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	26
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	26
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	26
3	農業を担うべき者のための支援の活動	26
4	森林の整備その他林業の振興との関連	27
第8	農業従事者の安定的な就業の促進計画	28
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	28
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	28
3	農業従事者就業促進施設	29
4	森林の整備その他林業の振興との関連	29
第9	生活環境施設の整備計画	30
1	生活環境施設の整備の目標	30
2	生活環境施設整備計画	35
3	森林の整備その他林業の振興との関連	35
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	35
第10	付図（別添）	36
1	土地利用計画図（付図1号）	36
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	36
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	36
4	農業近代化施設整備計画図（付図4号）該当なし	36
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）該当なし	36
6	生活環境施設整備計画図（付図6号）該当なし	36
別記	農用地利用計画	37

第1 地域の振興方向

1 農業振興の方向

(1) 現状分析

ア 自然条件

富士市（以下「本市」という。）は、静岡県東部に位置し、北に世界文化遺産の「富士山」を仰ぎ、南に駿河湾を望み、東は浮島ヶ原、西は日本三大急流の一つ富士川を擁している。標高は0mから3,680mに達し、北部は富士・愛鷹山系に連なる山麓地帯、南部は富士川の自然搬出作用による沖積層地帯となっている。また、富士川、潤井川、沼川等の一級河川が流れている。

気候は、標高差が大きいため地域によっては複雑な変化を示すが、令和元年の年間平均気温17.7℃、年間降水量1,917.0mmで降雪はほとんどみられないなど、おおむね温暖な恵まれた気象条件を有している。

イ 交通・運輸条件

本市は、日本のほぼ中央にあり、東京・名古屋・大阪の三大都市圏を結ぶ重要な東西交通路上に位置している。鉄道は、JR東海道新幹線、JR東海道本線、JR身延線、岳南鉄道の4路線があり、主要道路は、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号、国道139号が通過するなど、広域交通網は充実している。

海路は、輸出入の基地として、港湾法上の重要港湾に指定された田子の浦港があり、県内港湾第2位の貨物量を取り扱い、地域経済を支える基盤となっている。

このように、本市は陸路、海路ともに交通条件に恵まれており、農産物等の輸送上有利な位置に立地している。

ウ 人口等の動向

本市の平成27年10月1日現在（国勢調査）の総人口は248,399人、総世帯数は92,581世帯である。人口は平成22年をピークに減少に転じる一方、世帯数は単独世帯の増加に伴い増加傾向が続いている。また、総人口に対する農家人口、農業従事者の割合は年々減少している。今後、本市の人口は減少傾向で推移するとともに、高齢化率はさらに高まり、人口減少・超高齢社会が本格的に到来することが予想される。

産業面では、富士山の豊かな地下水や富士川の伏流水を利用して、古くから紙のまちとして発展してきた。その後、掘込式港湾として整備された田子の浦港、東名高速道路の建設などを契機として、輸送機械、化学・薬品工業、金属製品等の新しい企業も進出し、県内有数の工業都市、県東部地域の中核都市として重要な役割を果たしている。しかし、産業構造の変化等により、第2次産業の就業人口は、第1次産業とともに減少傾向にあり、第3次産業の割合が6割を超えている。

エ 農業の状況

本市では恵まれた気象条件と市場条件を活かした農業生産活動が行われており、県東部地域をはじめとする消費地に新鮮な農産物を供給している。

市東部の沼川流域の平坦地には水田地帯が広がり、愛鷹山麓では茶及びみかんが栽培されている。富士山麓は、茶・露地野菜を主体に花き・花木も作付けされている。市西部の岩本山及び富士川沿いには、茶・みかん・キウイフルーツ・いちじく等の産地が形成されている。また、平坦地を中心に、市街地に隣接した立地を活かし、地場出荷を目的とした野菜類、京浜方面の市場等へ出荷される施設花きなど、多彩な農業が展開されている。

基幹作物である茶は、従来、県内茶産地の中でも遅場所のため、収量重視の生産が行われてきたが、近年、自園自製農家を中心に、乗用型茶園管理機の導入が進み、富士山の裾野のなだらかな傾斜を活かした効率的な生産が行われている。

また、防除作業や摘果作業などの管理が容易なことから、みかんの転換作物として導入されたキウイフルーツ栽培は、地域の特産品に成長したものの、生産量は横ばいで推移している。

一方、市内には、富士市農業協同組合の産直市を中心とした農産物直売所が点在しており、生産者と消費者を結びつける地産地消の取組が行われている。また、令和元年12月にリニューアルオープンした道の駅「富士」や道の駅「富士川楽座」では、地場農産品の広域的な販売が行われている。

(2) 課題と今後の方向

農業は、経営環境の悪化や都市化による労働力の流出、担い手不足や就農者の高齢化といった問題を抱えている。また、農用地の荒廃が生活環境へ及ぼす影響も懸念されつつあり、山間部での農産物の鳥獣被害も増加傾向にある。さらに「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（TPP11協定）」が平成30年12月3日に発効し、農林水産物の重点品目全てで関税撤廃を獲得するなど、国際競争の激化による影響も懸念されている。

このように農業を取り巻く環境が厳しくなる一方で、農業・農村の持つ国土や環境の保全機能、地域伝統文化の継承機能、防災機能、自然とのふれあいの場などの多面的機能が見直されつつある。

そのため、農業の基盤となる優良農用地の確保を基本として、担い手の育成や地域の特性を活かした農業の振興を推進し、持続的な農村の形成を目指していく必要がある。

本市では、今後下記の事項を柱として、地域農業の振興を図っていくこととする。

ア 都市化の進展に伴い、農業的土地利用と非農業的土地利用との混在が発生し、農業環境の悪化、集落機能の低下を招いている。さらに新東名高速道路新富士インターチェンジ近接地の非農業的土地利用が増加している。

そのため、地域の振興上必要となる様々な非農業的土地需要の増加と調整を図りつつ、優

良農用地の確保・保全に努め、秩序ある土地利用を進めていく。

- イ 地域の条件に応じた農業生産基盤整備を推進し、農作業の省力化や農業経営の安定化を進める。
- ウ 増加しつつある荒廃農地に対して担い手等が行う再生利用の取組を支援するとともに、市民との協働による農地等保全活動や環境保全型農業を推進する。また、鳥獣被害対策等への取組を強化する。
- エ 経営感覚に優れた、効率的かつ安定的なビジネス経営体を育成するため、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化や農作業の受委託・共同化を促進するとともに、富士農林事務所や富士市農業協同組合等との連携を強化し6次産業化への支援を進める。また、一般企業をはじめとする多方面からの新規参入等を促進するため、農地の集積・集約化や定住条件の整備、情報の提供、学習機会の拡充を図る。
- オ 本市農業の基幹作物である茶については、富士市農業協同組合等と連携し、富士市農業協同組合茶業研修センターにおいて茶製造の技術指導を実施する。また、お茶製造の原点である手揉みの技術「天下一製法」を富士市茶手揉保存会と連携して保存・継承し、ブランド化を進めるとともに、富士のお茶振興推進協議会と連携した「富士のお茶」の普及・啓発活動を推進する。さらに、全国的に市場規模が拡大しているほうじ茶に着目し、「富士のほうじ茶」として新たにブランド化を推進する。
一方、標高差を活かした摘採期の拡散や、改植等による「つゆひかり」「さえみどり」「おくみどり」等のやぶきた以外の品種の導入により、摘採時期の集中を緩和する。
- カ 消費者の求める情報の提供等を行い、マーケティングに基づいた売れる農産物づくりを支援するとともに、富士山の恵みを活かした「富士ブランド」の展開、さらに、富士ブランドの中でも、より高品質で付加価値の高いプレミアムブランド品づくりを促進していく。
- キ 富士市農業協同組合や岳南富士地方卸売市場との連携強化のもと、富士市学校給食地場産品導入協議会の活動を支援し、学校給食への地場産品の導入拡大を進めるとともに、食育に関する理解促進、地産地消を推進する。
- ク 富士山や富士川、地域特産物などの地域資源を活用したグリーン・ツーリズム等の交流活動を展開するため、観光農園や体験農園など農地の多面的利用を推進するとともに、受入施設における人材育成や経営改善、農家民宿の開業支援等を推進する。

2 農業振興地域整備計画の特色

(1) 経過と変更の理由

本市は、これまで農業振興地域制度の運用に関しては、旧富士市と旧富士川町それぞれ昭和44、47年度に農業振興地域を指定し、昭和48年度に農業振興地域整備計画を策定、その後、経済社会情勢の変化に対応すべく数回の計画の総合的な見直しを実施した。平成20年の旧富士市と旧富士川町の合併に伴い平成23年度に農業振興地域を統合し、新たに農業振興地域整備計画を策定した。

しかし、農業をとりまく情勢は年々厳しさを増しており、農業従事者の高齢化や後継者不足、農産物価格の低迷、都市的土地需要の増加など様々な問題に直面し、荒廃農地の増加や農地の減少、地域の活力低下が懸念されている。

また、新東名高速道路新富士インターチェンジ近接地の非農業的土地需要も増加している。

今回の農業振興地域整備計画の変更は、こうした本市を取り巻く農業情勢や総合計画その他諸計画との整合性を図るため、今後10年を見通した上で、農業振興地域整備計画の策定を行うものである。

(2) 計画の特色

農用地利用計画では、GIS（地理情報システム）を活用した農用地利用現況調査等により農用地の利用実態の精査、集団的農地等の把握を行い、農用地として確保・保全していく土地を可能な限り明確化し、地域の実情、立地条件に即した土地利用計画として策定する。

一方、農業振興のマスタープランとして、基幹作目の茶、水稲、野菜類、果樹、花き等を中心とした農業の活性化を図るため、農業生産基盤の整備開発計画、農地の集積・集約化計画、農業近代化施設整備の計画、担い手やビジネス経営体の育成に関する計画、集落の住環境条件の向上に関する計画などを整理した。また多様化、高度化している住民意向への対応と快適で質の高い生活環境の充実を目指し、富士山を中心とした良好な景観及び自然環境に配慮しつつ、農村公園などの既存施設の効果的な活用を図っていく。

第2 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、日本のほぼ中央に位置し、東京・名古屋・大阪の三大都市圏を結ぶ重要な東西交通路上にある。北に麗峰富士を仰ぎ、南に駿河湾を望み、東は浮島ヶ原、西は日本三大急流の一つ富士川を擁し、東西23.2km、南北27.1kmの広がりと244.95km²の面積を有している。このうち農業振興地域は、市街化区域と北部山林区域を除いた約10,760haが指定されている。土地利用の現状は、農用地面積約2,581ha、農業用施設用地約26ha、森林原野約5,208ha、その他約2,946haで、農用地は、傾斜地を利用した樹園地と平坦地を利用した水田に大別される。

農用地区域内農用地は、地域に応じた農業生産基盤整備や農用地保全整備などとともに、経営規模の拡大と農用地の効率的かつ総合的な利用に向け、人・農地プランを踏まえた農地中間管理（農地バンク）事業等を活用した農地の集積・集約化や農作業の受委託・共同化を促進する。

また、地形条件や気象条件等の地域の特性を活かした農作物の産地形成を図るとともに、世界文化遺産「富士山」の恵みを活かした農作物のブランド化や地産地消を推進する。

さらに、市民への自然とのふれあいの場の提供や荒廃農地の有効利用及びグリーン・ツーリズム等に対応した新たな農業の展開に向け、農用地の多面的な利用の促進とともに、地域共同による農地等保全活動や環境保全型農業を推進し、農用地の維持・保全及び水資源及び生物生息空間の保護を図る。

一方、本市では新東名高速道路新富士インターチェンジへのアクセス道路や周辺地区の整備、新々富士川橋の整備などを契機とした非農業的土地利用の増加が見込まれることから、優良農地を確保しつつ、地域の実情に応じた秩序ある土地利用を推進する。

これらにより、公共の福祉を優先させ、農用地及び自然環境の保全を図りつつ、豊かで住みよい生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ることを基本理念として、「富士山のふもとしあわせを実感できるまち ふじ」を目指すものとする。

以上、構想に基づく用途別土地利用と移動の構想は次のとおりである。

(用途別土地利用と移動の構想)

単位：ha、%

年次	区分	農用地		農業用施設用地		森林・原野		その他		計	
		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和2年)		2,581	24.0	26	0.2	5,208	48.4	2,946	27.4	10,760	100
目標 (令和12年)		2,563	23.8	26	0.2	5,208	48.4	2,964	27.5	10,760	100
増減		△18		0		0		18			

- (注) 1 農用地の増減欄は、直近5年間の農地転用面積実績より推計
2 単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地2,581haのうち、a～cに該当する農用地、約1,785haについて農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積 (ha)			備考
		農用地	森林 その他	計	
該当なし					

- a 10ha以上の集団的に存在する農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
- ・茶、花き、果樹などの地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
 - ・国及び県が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地

- ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、cの土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。

- (a) 人口集中地区(D I D地区)内あるいは集落内に介在して四方を宅地に囲まれる等、営農環境が悪化し、今後は集落拡張の対象となる概ね2ha未満の土地
- (b) 山間地にあつて傾斜度(概ね15度以上)、道路、水路等の条件から見て生産性の低い農用地で、今後も農業の近代化を図ることが相当でないと認められる概ね2ha未満の土地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

現況農用地に介在又は隣接するものであつて当該農用地と一体的に保全する必要のあるものについては、農用地区域として設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであつて当該農用地と一体的に保全が必要があるもの及び次に掲げる2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

(2ha以上の農業用施設用地)

農業用施設の名称	位置 (集落名等)	面積 (ha)	農業用施設の種類
富士養鶏団地	桑崎	2.4	養鶏
東柏原新田地区	東柏原新田	9.7	トマト等
計		12.1	

(エ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

本地域の現況森林、原野等のうち、今後、土地改良事業等を実施することとなった土地については、農用地区域を設定する。

土地の種類	所在(位置)	所有権者又は 管理者	面積 (ha)	利用しようとする用途	備考
山林	大淵、中之郷 他	私有地	1.51	保全地	
計					

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

地区別の農用地等利用の方針は以下に示すとおりである。

本市における農業生産は、地域特性を活かし、山麓・丘陵地帯では茶、果樹等が栽培されており、平坦地では水稻を中心に野菜類や施設花きなど多彩な農業が展開されている。

今後も特産の茶をはじめ果樹や花き・水稻など基幹作目の生産振興を基本とした農用地の利用を図っていく。また、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、人・農地プランを踏まえた農地中間管理事業により、担い手への農地の集積・集約化を行う。

地区別の農用地等利用の方針は以下に示すとおりである。

(ア) 西部地区（A地区）

本地区のうち岩本山周辺の丘陵地帯は、農業構造改善事業や畑地帯総合整備事業等により整備され、茶園とみかん園が形成されている。また平坦地は、富士川や市街化区域に囲まれた基盤整備済の水田地帯で、水稻や水田裏作によるキャベツ・ほうれんそう等の露地野菜が栽培されている。

今後も、機械化及び集団化等を進めるとともに、増加するいちご等の施設園芸の振興等により後継者の育成を推進し、優良産地の確立と農業経営の安定を図る。

(イ) 富士山麓地区（B地区）

本地区は、富士山南麓に広がる緩やかな傾斜地の畑地帯で、畑地帯総合整備事業等による農地・排水路及びかんがい施設等が整備されており、北部はしきみ等が、中間部及び南部は茶が主に栽培されている。また、新富士インターチェンジへのアクセス道路の整備及び周辺地区の開発が推進されている。

今後も本地区は農業生産基盤整備を推進し、茶及びしきみの産地としての確立を図る。

一方、新東名高速道路の県外延伸により、広域的視点に立った土地利用の形成がさらに進むと予想されるため、これら増加する非農業的土地利用との調整に留意しつつ、開発案件については、極力、農業上の利用に支障の少ない土地へ誘導を図っていく。

(ウ) 愛鷹山麓地区（C地区）

本地区は、愛鷹山麓に広がる畑地帯である。傾斜地であるが、市内樹園地の約4割を占めており、基幹作目である茶を主体にみかん及びほうれんそう等の軟弱野菜が栽培されている。また、地区北部では、茶・しきみ等が栽培されている。

地区のほとんどが傾斜地で、区画整理が遅れているため、茶園整備等により土地の生産性を高め、茶・しきみ・みかん・軟弱野菜産地としての確立を図る。

(エ) 東部地区 (D地区)

本地区は、沼川流域にあり、ほ場整備が実施された集団農地が広がっている。排水対策に重点を置いた基盤整備が実施され、生産性の向上が図られている。

今後は、農地の集積・集約化が遅れている地域において、農地中間管理事業、利用権設定事業等による農地の集積・集約化を推進し、水田農業の振興を図る。また、落葉果樹園の整備等に対する補助制度を活用し、梨の特産化と地産地消を推進する。

(オ) 富士川地区 (E地区)

本地区は、富士川右岸の山間・丘陵地帯にあり、地区の大部分を占める傾斜地でのみかんを主体に、キウイフルーツ・いちじく・茶・水稻等の栽培が行われている。また、入館者数、売上高ともに全国クラスの道の駅「富士川楽座」など魅力ある地域資源にも恵まれている。

今後は、落葉果樹園の整備等に対する補助制度を活用し、キウイフルーツの特産化を推進するとともに、基幹作目の生産振興を図るため、富士川楽座を拠点とし、都市住民とのふれあいの場づくり、体験の場づくりなど農地の多面的利用の推進により、交流型農業及び地産地消を推進する。

(農用地面積の見通し)

単位：ha

区分 地区名	農地			採草 放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林 原野 等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
A地区 (西部)	199.8	199.8	—	—	—	—	—	—	—	1.5	1.5	—	201.2	201.2	—	1.0
B地区 (富士山麓)	452.0	452.0	—	—	—	—	—	—	—	1.7	1.7	—	453.7	453.7	—	3.3
C地区 (愛鷹山麓)	555.6	555.6	—	—	—	—	—	—	—	3.1	3.1	—	558.7	558.7	—	0.9
D地区 (東部)	500.8	500.8	—	—	—	—	—	—	—	8.4	8.4	—	509.3	509.3	—	69.7
E地区 (富士川)	76.5	76.5	—	—	—	—	—	—	—	0.0	0.0	—	76.5	76.5	—	0.4
計	1,784.7	1,784.7	—	—	—	—	—	—	—	14.7	14.7	—	1,799.4	1,799.4	—	75.2

- (注) 1 「現況」は今回見直し時、「将来」は令和12年を示す。
 2 単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。
 3 「—」：事実のないもの

イ 用途区分の構想

(ア) 西部地区（A地区）

富士川左岸の岩本山丘陵地帯は、農業構造改善事業や畑地帯総合整備事業等により整備された茶園とみかん園が集団化している。また、新東名高速道路北側・県道鷹岡柚木線西側の天間地域と東名高速道路南側・潤井川流域の伝法地域は、水田営農が中心で、水稲とキャベツ・ほうれんそう等の水田輪作体系も見られる。

今後も、地域の実情に応じて機械化及び集団化等を進め、樹園地及び水田としての土地利用を推進し、農地約200ha、農業用施設用地約2haを確保、保全する。

(イ) 富士山麓地区（B地区）

新東名高速道路北側に広がる富士山麓の緩やかな傾斜地は、農業生産基盤整備事業により農道、排水路等が整備されている。主に茶が栽培され、北部では枝物・しきみが栽培されている。また近年、茶の複合作物としてカリフラワーの生産も広がっている。

今後も、地域の実情に応じて区画整理等の農業生産基盤整備を検討しつつ、樹園地及び畑としての土地利用を推進し、農地約452ha、農業用施設用地約2haを確保、保全する。

(ウ) 愛鷹山麓地区（C地区）

東名高速道路北側に広がる愛鷹山麓の南西傾斜地は、古くから茶とみかんが栽培されており、一部でほうれんそう等の露地野菜が栽培されている。また土地基盤整備事業により農道、排水路が整備されている。

今後も地域の実情に応じて区画整理等の農業生産基盤整備により、樹園地及び畑としての土地利用を推進し、農地約556ha、農業用施設用地約3haを確保、保全する。

(エ) 東部地区（D地区）

赤淵川、須津川、春山川が沼川に合流する一帯は、ほ場整備事業が完了し、排水対策に重点を置いた基盤整備が実施され、生産性の向上が図られている。また、南部の海岸地帯は、梨ときくの栽培が行われている。

今後は、人・農地プランを踏まえた農地中間管理事業等による担い手への集積・集約化、集落営農の組織化等を進め、水田・梨団地等としての土地利用を推進し、農地約501ha、農業用施設用地約8haを確保、保全する。

(オ) 富士川地区（E地区）

富士川右岸の山間傾斜地は、みかんの生産を主体に、キウイフルーツや茶の栽培が行われ、一部の平坦地で水稲・露地野菜などが栽培されている。

今後も農道等の農業生産基盤整備に努めるとともに、交流型農業の振興に向けた農地

の多面的な利用を視野に入れつつ、樹園地を中心とする土地利用を推進し、農地約77ha、農業用施設用地約0.02haを確保、保全する。

ウ 特別な用途区分の構想

本地域では、特別な用途区分は設定しない。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第3 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市では、山麓・丘陵地帯で茶・みかん・しきみ・キウイフルーツ等、平坦地で水稻・いちご・梨・花き等の生産が行われている。

基幹作目である茶は、乗用型茶園管理機の導入が進み、富士山の裾野のなだらかな傾斜を活かした効率的な生産が行われている。しかし、大部分の茶園は樹齢が古く、区画・形状が未整備の状態にあり、生産性向上に向けた、改植、農地の整備や集積・集約化が課題となっている。また、東部平坦地を中心とする水田地帯は、集団的な農用地が広がり、その多くは、ほ場整備や農道、用排水路等の整備が行われているが、老朽化した施設も見られる。

今後は、土地改良施設の機能を維持するため、適切に補修・更新するとともに、継続的な営農を支援するため、機械の導入を前提とした区画の拡大や農道整備など新たな農業生産基盤整備の導入もあわせて推進していく。

また、農業生産基盤と農村の生活環境が密接に関係していることから、農業生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備をあわせて推進していく。さらに、世界文化遺産「富士山」を中心とした自然環境や景観に配慮した施設整備を推進する。

地区別の農業生産基盤整備及び開発の方向は次のとおりである。

(1) 西部地区（A地区）

本地区は、岩本山の丘陵地帯と富士川左岸沿川及び市街化区域に囲まれた平坦地からなる。

丘陵地帯では、土地改良総合整備事業や畑地帯総合整備事業等により整備された茶園とみかん園が集団化している。また平坦地は、富士川用水の整備や土地改良総合整備事業が行われた水田地帯となっている。

今後は、整備された施設を効果的に活用するとともに、適切な維持・更新、水路のパイプライン化等に努め、担い手育成に向けた合理的な水利用と管理の省力化を図る。

(2) 富士山麓地区（B地区）

本地区は富士山麓の傾斜地で、畑地帯総合整備事業等による農道、排水路、かんがい施設等が整備され、主に茶の栽培のほか、しきみ等が作付けされている。

しかし、未整備な用排水施設や不整形な畑地も多く存在している。

今後は、担い手への農地の集積・集約化や乗用型茶園管理機の普及を一層促進するため、基盤整備を実施した農地等を効果的に活用するとともに、地形条件等に応じた区画整理を推進し、畑地かんがい施設等の整備を検討する。

また、整備された施設の適切な維持・更新に努め、施設の機能保全を図っていく。

(3) 愛鷹山麓地区（C地区）

本地区は愛鷹山麓に広がる傾斜地で、主に茶園として利用されている。

これまで、農地保全整備事業等により農道、排水路等が整備されてきたが、今後も農業生産基盤整備の必要性が高い地区である。

農地のほとんどが愛鷹山麓の傾斜地に広がっており、地形上、大規模な区画整理が遅れているため、茶園整備などを検討していく。

また、整備された施設の適切な維持・更新に努め、施設の機能保全を図っていく。

(4) 東部地区（D地区）

本地区は、沼川流域に広がり、ほ場整備事業や土地改良総合整備事業等により基盤整備が実施された水田地帯である。

地区全体にわたりほ場整備が行われ、担い手への集積・集約化が進み、大型機械の導入による効率的な営農が実施されてきたが、老朽化した施設も見られる。

今後は、農道、用排水路の整備を促進するとともに、施設の機能が持続的に発揮できるよう管理・更新を着実に実施する。特に、用水機場やパイプライン等の農業水利施設の多くは更新時期を迎えるため、補修・補強などによる施設の長寿命化を推進する。

(5) 富士川地区（E地区）

本地区は、富士川右岸の山間・丘陵地にあり、農免農道整備事業による基幹農道等の整備が行われた傾斜地の樹園地帯と平坦地の水田地帯からなる。

小区画、不整形な農地が多いが、傾斜地であることなどから区画整理等の基盤整備の実施は困難となっている。

今後は、継続的な営農を支援するため、農道の計画的な改良に努めるとともに、その適正な維持管理に努める。また、生産性の低い傾斜地の農地については、地形条件等に応じた小規模な基盤整備の実施を検討していく。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
農道整備	農道 2,220m	D-1, D-2 D-3, D-4	72	1	H27～R4 県営基幹一般農道整備事業（農道保全）（浮島） 313,000千円
農道整備	農道 2,200m	E-1	111	2	H27～R2 県営基幹一般農道整備事業（農道保全）（富士川） 123,000千円
集落基盤整備	畑かん施設 2箇所、 管水路工 460m、 排水路工 255m等	B-3, B-4	95.8	3	H28～R4 県営集落基盤整備事業 （富士南麓）179,000千円
用排水改良	揚水機場 2箇所	D-1, D-2 D-3, D-4	134	4	H29～R2 県営基幹水利施設ストック マネジメント事業（スト マネ浮島）浮島排水機場 275,000千円
用排水改良	用水路工 40,120m、 農道工 2,500m、 揚水機場補修 4箇所	D-1, D-2 D-4	312	5	H27～R4 経営体育成基盤整備事業 （富士東部） 1,682,000千円
用排水改良	用水路工 18,200m 揚水機場 2箇所	D-3	90	6	R5～R11 経営体育成基盤整備事業 （浮島ほ場）800,000千円
農地整備	区画整理 20ha	C-4	20	7	R4～R9 経営体育成樹園地再編整 備事業 （担い手育成型）（間門） 700,000千円
農地整備	区画整理 17.2ha	C-5, C-6	17.2	8	R2～R7 経営体育成樹園地再編整 備事業 （担い手育成型）（江尾） 943,000千円
用排水改良	用排水路 162m、 樋門 1箇所	D-2	12	9	H30～R6 団体営農業基盤整備事業 （中川） 160,000千円
排水改良	排水機場 1箇所	A-3	32.5	10	R2～R3 県営基幹水利施設ストック マネジメント事業（スト マネ伝法） 50,000千円

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林は、ひのきを中心に約12,086haが富士山麓や愛鷹山麓及び富士川右岸山間地に広がっている。林道の状況は、林道が64路線約163kmとなっている。また森林組合を中心に計画的な林業施業体制の整備が進められている。引き続き、効率的な森林施業や森林のもつ公益的機能の向上を図るため、農道と体系的に結びつけた林道の整備を計画的に推進する必要がある。

4 他事業との関連

農業用水の水質保全や生活環境の改善を図るため、下水道事業や合併処理浄化槽整備との連携のもと、効果的な排水処理対策を推進する。

第4 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給はもとより、国土の保全や環境保全、富士山を背景とした良好な景観の形成、グリーン・ツーリズム等に対応した交流の場の提供など、多面的な機能を有しており、その保全に努めていかなければならない。

しかし、近年、都市化の進展によるかい廃や農業従事者の高齢化・後継者不足の進行による荒廃など、農用地は減少傾向が続いている。また、荒廃農地の増加や管理放棄林の増加、鳥獣の個体数の増加、高齢化などに伴い、山間部での農作物の鳥獣被害が増加傾向にある。

そのため、富士市農業振興推進協議会や富士市農業再生協議会等との連携による多様な活動や、担い手への利用集積や多方面からの新規参入の促進などにより、荒廃農地の発生抑制及び利活用を推進し、積極的に農用地の保全を図っていく。また、富士市農業協同組合、富士農林事務所、猟友会等関係団体との連携のもと、鳥獣被害防止のための捕獲や防護柵の設置対策などの集落活動の支援を推進する。

さらに、富士山と茶畑の絶景スポットとして良好な農村景観を形成している大淵笹場地区のように、世界文化遺産「富士山」の景観を活かしつつ、本市にふさわしい景観形成作物の栽培や、民間が設置・運営する市民農園や体験農園、都市との交流施設としての利用など、農用地の多面的利用を推進し、農用地の維持・保全を図っていく。また、地域共同による農用地等保全活動や環境保全型農業を推進する。

一方、東部地区の水田地帯を流れる沼川は、勾配が極めて緩く、排水能力が低いため、湛水被害の防止に向け、整備された排水施設等の適切な維持・更新を図っていく。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
保全向上	農地維持支払・資源向上支払 富士山のふもとの郷を守る会	D-1, D-2, D-4	297.5	1	H19～R3 多面的機能支払交付金（沼川） 68,136千円
保全向上	農地維持支払・資源向上支払 今神倶楽部	C-1, C-4	116.8	2	H20～R3 多面的機能支払交付金（今宮・神戸） 17,987千円
保全向上	農地維持支払・資源向上支払 はるやま21	D-3	109	3	H21～R3 多面的機能支払交付金（浮島） 25,644千円
保全向上	農地維持支払・資源向上支払 岩本山とかりがね堤を守る会	A-1	118.8	4	H24～R3 多面的機能支払交付金（富士西） 18,295千円

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
保全向上	農地維持支払・資源向上支払 次郎長ネットワーククラブ	B-3	40	5	H29～R3 多面的機能支払交付金（次郎長） 6,880千円
農地防災（農地・農村防災対策事業）	樋管工一式	D-2, D-3	405.3	6	H27～R4 県営農業用河川工作物応急対策事業 沼田新田 441,000千円

3 農用地等の保全のための活動

(1) 荒廃農地の発生抑制・再生に向けた取組

ア 農業生産基盤整備等による生産条件の改善

農業生産基盤整備や農業水利施設等の補修・更新の計画的な実施により生産条件の改善を図り、荒廃農地の発生を抑制するとともに、簡易な基盤整備等により荒廃農地を再生する。

イ 中心経営体への農地の集積・集約化

農地を良好な状態で保全管理するためには、将来にわたって農業経営を継続する意欲がある農業者に利用管理されることが必要である。このため、人・農地プランによる地域の将来像の作成や農地中間管理機構関連農地整備事業等により、認定農業者やビジネス経営体、新規就農者等の中心経営体への集積・集約化を推進する。

ウ 共同活動による地域資源の保全

多面的機能支払制度により、水路・農道・ため池等の補修や施設の長寿命化のための活動等、地域資源の質的向上を図る共同活動を推進する。

エ 鳥獣被害軽減対策

鳥獣被害は増加傾向にあり、富士山麓や愛鷹山麓等の山間部のみならず、市街地に近い民家周辺の農地へも広がっている。このため、富士市鳥獣被害防止計画に基づき、防護柵設置や資材購入等への補助制度を継続実施するとともに、猟友会による有害鳥獣の情報提供や捕獲等を推進する。また、個人レベルでの対応では被害軽減に至っていないため、農林業者だけでなく、地域住民・集落が一体となった取組を推進する。

オ 都市農村交流による農地の維持

市民農園やふじのくに美しく品格のある邑を中心に、農家だけでなく地域住民や大学生など多様な主体の参画による農地利用を推進し、農地を維持する。

(2) 農地防災事業の推進

農地保全整備事業や湛水防除事業など地域条件や災害の形態に応じた施設整備・更新を推進し、農用地等の保全を図っていく。特に、沼川流域では、これまで整備された排水機場、排水路等の保全・更新や排水施設の遠隔監視、遠隔制御施設の整備を進めるとともに、適切な土地利用等の総合的な対策により、水田地帯の湛水被害の防止を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市では、林業の不振などに伴い森林の荒廃が進んでいるが、森林は、農地とともに土砂災害の防止、水源かん養、地球温暖化防止など様々な公益的機能を有している。

そのため、富士農林事務所等との連携のもと、公益性が高く、森林の権利者による整備が困難なために荒廃している森林について、混交林化や広葉樹林化等を促進し、土砂災害の防止、水源かん養等の「森の力」を回復させるため、「森の力再生事業」を推進する。

また、経営や管理が適切に行われていない森林を適切に管理していくため、市が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐシステムとして、森林経営管理制度を活用していく。

さらに、かけがえのない財産である富士山麓の貴重な自然を適正に保全・創造し、後世に継承していくため、市民と行政が一体となって取り組む広葉樹の植樹事業「富士山麓ブナ林創造事業」を今後も推進する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農家数は2,438戸（平成27年 総農家）で、このうち経営規模3ha以上の農家数は128戸と全体の5%程度となっており、10年前の3%から2ポイント上昇している。

規模拡大志向農家への農地の集積・集約化は徐々に進み、経営耕地規模が比較的大きい農家数の割合は上昇傾向にあるものの、高齢化や担い手の不足等の問題は深刻化しつつある。

また、山間部を中心に、農業従事者の高齢化や減少等に伴い後継者に継承されない、または、担い手に集積されずに耕作放棄された農地が近年増加傾向にある。

このように農業・農村をめぐる環境が厳しくなる一方で、安全・安心な農産物の供給や、国土保全など農業・農村の持つ役割は、ますます重要性を増しており、今後とも本市農業を維持発展させていくことが重要な課題となっている。

そのためには、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成と、それらが本市農業生産の大部分を担うような農業構造の確立を目指す必要がある。

今後、地域農業の中心となる経営体の目標として、市に現状成立している優良な経営事例を考慮し、他産業と均衡する所得と労働時間を確保できる年間農業所得600万円程度（1経営体あたり）、年間労働時間2,000時間程度（主たる農業従事者1人あたり）（1人あたり300万円程度）の水準に設定し、経営の安定化を図っていくこととする。さらに、これらの経営体の熟度に応じて、法人化、雇用による労働力の確保、生産から加工・販売に取り組む6次産業化等、独自の経営戦略に基づきサービスや商品の提供を行うビジネス経営体への誘導を図っていく。

また、これらの目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現在、本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、考えられる主要な営農類型は次のとおりである。

(営農類型別の育成目標、必要面積)

	営農類型	平均規模 (ha) A※	作目構成	育成目標 (経営体) B	必要面積 (ha) A×B
個別 経営 体	茶(自園自製自販)	6	茶4.0ha	36	216
	茶(自園自製)	6	茶4.0ha(買茶3.5ha)	24	144
	茶+水稲	8	茶4.0ha(生葉生産)、水稲2.0ha	19	152
	茶+花木	6	茶4.0ha(生葉生産)、花木1.0ha	31	186
	茶+果樹	5	茶4.0ha(生葉出荷)、梨1ha	16	80
	露地野菜+水稲	2.5	ほうれんそう80a(40a×2作)、 水稲2ha	28	70
	果樹	1.4	温州みかん130a、無花果10a	1	1.4
	果樹+椎茸	1.5	温州みかん=100a、 キウイフルーツ=50a、 椎茸=15,000本(コマ数=510,000)	2	3
	果樹+施設野菜	1	梨=50a、いちご等=15a	26	26
	施設花き	0.5	きく50a、トルコギキョウ50a	10	5
	施設野菜+路地野菜	0.6	果菜類30a、キャベツ等210a	20	12
	採卵鶏	1	平均飼育羽数2.5万羽	5	5
	合 計			約220	約1,000
組織 経営 体	茶	50	茶50ha 構成員10人	2	100
	合 計			2	100

(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(H26.9)

※営農類型の目標数値でなく、ビジネス経営体を含む認定農業者の平均的な数値

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市は、農業委員会、富士市農業協同組合、富士農林事務所等との連携により設置した「富士市農業再生協議会」を中心とする推進体制のもと、効率的かつ安定的な農業経営の目標を達成するため、以下のような方針で担い手の育成と農地の集積・集約化を進めていく。

- ・認定農業者やビジネス経営体等の育成を支援する。
- ・農業生産組織の育成を支援する。
- ・目標とする経営耕地規模を確保するため、農地の集積・集約化を推進する。
- ・農作業の受委託を促進する。

- ・ 荒廃農地の再生利用を促進する。
- ・ 環境と調和の取れた持続可能な農業生産を図るため、環境保全型農業を推進する。
- ・ 富士山など地域資源を活かした交流型農業の振興等を図るため、観光農園や農業体験農園など農地の多面的利用を推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 認定農業者等の育成対策

人・農地プランの作成を通じて、地域農業のあり方と担い手の育成方向を明確化し、富士市農業再生協議会を中心として、担い手のニーズや個々の経営状況に応じたきめ細かなサポート活動を推進し、簡易経営診断に基づく経営・技術相談、指導など、将来を担う経営体を育成する。

また、ビジネス経営体を育成するため、富士農林事務所の取組強化と富士市農業協同組合との連携強化のもと、生産振興に加えて、商品開発、販売力強化、異業種との交流など、6次産業化に向けた総合的な支援を推進する。

(2) 農業生産組織の育成対策

農地の利用調整を含めた地域農業の維持に重要な役割を果たす集落営農組織の育成を図るとともに、経営の効率化を図り、体制が整った組織については法人形態への誘導を進める。

また、富士農林事務所等による支援を強化し、新たな農業の担い手として一般企業の参入を促進する。

(3) 農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業、農地移動適正化あっせん事業等農地の集積・集約化対策

規模拡大を志向する意欲的な農業者に対しては、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に、両者を適切に結び付けて利用権設定等を推進する。

また、農地中間管理事業や担い手への農地の集積・集約化による経営規模拡大を図るとともに農地の有効利用に努める。

(4) 農作業の受委託の促進対策

農地貸借による経営規模拡大とあわせて、農作業受託による実質的な作業規模の拡大を促進し、意欲的な農業経営の規模拡大を図る必要がある。

そのため、富士市農業協同組合が行う農作業受委託のあっせん活動を支援し、農作業の受託を行う効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で、補助労働力の提供等による役割分担を明確化した上で、協力体制の構築を目指していく。

(5) 環境保全型農業の推進

家畜糞尿の不適切な処理は環境問題を引き起こす可能性があることから、畜産農家と耕種農家を密接に結びつけることにより、堆肥の効果的な生産、有効利用を推進し、農業が持つ自然循環機能の維持増進を図っていく。

また、土づくりや化学肥料・化学合成農薬の使用を低減した環境にやさしい農業に取り組む農業者を認定するエコファーマー制度の周知を図るとともに、エコファーマーの認定拡大、GAP（農業生産工程管理）の導入、環境保全型農業直接支払交付金制度の有効活用、消費者へのPR等を推進する。

(6) 農地の多面的利用の推進対策

農業・農村の多面的機能の良好な発揮と活性化を図るためには、農地等が適切な状態で維持・管理されるとともに、本市のシンボルである富士山をはじめ、富士川や道の駅「富士川楽座」などの地域資源を活かした人・モノ・情報の円滑な移動と交流に配慮した土地利用が重要となる。

そのため、農地等の維持・管理にあたっては、多面的機能支払制度を活用し、地域共同による農地等の保全活動を支援し、多面的機能が発揮されるよう、適切に管理する。

また、観光農園や農業体験農園の展開、富士山を背景とした景観形成など、地域資源を活用した交流型農業の振興に向けて、農地の多面的利用を推進する。さらに、民間が設置・運営する市民農園の開設や農業の体験イベントの開催支援など、食と農、環境への理解を深める機会を提供する場としての活用を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市は、基幹作目の茶をはじめ、水稻や、キャベツ・ほうれんそう・いちご等の野菜、みかん・梨・キウイフルーツ・いちじく等の果樹、きく・しきみ等の花き、養鶏など、恵まれた気象条件と市場条件を活かして各地で多彩な農業が展開されている。

しかし近年、農業従事者の高齢化や後継者不足、国際化や産地間競争の激化、農産物の価格低迷など、本市農業を取り巻く環境は厳しさを増している。また、消費者ニーズは、外食や加工品需要の増加など外部化・簡便化の進展が見られ、高品質・低価格・安全・健康志向など、多様化が一層進行している。

今後は、肥料や農薬等の使用量を減らした環境保全型農業の普及を図るため、エコファーマーの認定支援を強化するとともに、GAP（農業生産工程管理）、トレーサビリティシステムの導入等により消費者ニーズに対応した安全・安心な農産物の生産と直売施設の整備・有効活用等による地産地消を推進する。

また、ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用したスマート農業を推進し、高品質化・省力化・低コスト化による生産性の高い農業の確立を図る一方、生産から加工・流通に必要な近代化施設の整備を推進する。

さらに、近年増加傾向にある鳥獣被害の防止等の取組として、鳥獣被害防止ネットや電気柵の設置など必要な施設整備を推進する。

これらを踏まえた作物別の整備の方向は次のとおりである。

(1) 茶

本市の農業産出額第1位の基幹作目である茶は、県内茶産地の中でも遅場所地帯に分類されるため、市場での価格が低く抑えられている。また、県内他地域に比べ共同茶工場が少なく、多くの生葉売り農家と自園自製農家が中心の生産構造となっており、生葉の1/3以上が他産地へ流出していると考えられる。また、茶工場では、生葉の集荷が短期に集中するため、品質向上よりも時間短縮に向けた能率を重視した製造に陥りやすい。

今後は、「やぶきた」と早晚性が大きく異なる「つゆひかり」「さえみどり」「おくみどり」等の品種の導入、被覆栽培の普及等を推進し、標高差を活かした適期摘採により、品質と所得の向上を図る。また、全国的に市場規模が拡大しているほうじ茶や紅茶、手揉み茶など、特徴のある製品を開発し、良質茶産地としてブランド化を推進していく。

近年の市場価格の低迷と資材費の高騰が農家の経営を圧迫しているため、畜産堆肥を活用した低コスト栽培技術の普及と土着天敵を活用した防除等を推進し、経費の多くを占める肥料費と農薬費の削減を図る。さらに今後、一層の市場価格の低迷に備えて、転換作物としてカリフラワーなど露地野菜の導入を支援する。

(2) 水稲

本市では、小規模かつ飯米目的で作付している水稲農家が大多数を占めているものの、東部地区を中心とする水田主体の専業農家では、農地の集積・集約化が進み、大型機械の導入による効率的な営農が実施されている。また、耕畜連携の取組により、水田を利用した飼料用米等の作付や、富士山を背景としたレンゲ等の景観形成作物の作付も行われている。

今後は、東部地区でロボット・AI・IoT等の先端技術を活用したスマート農業を推進し、生産性の向上を図るとともに、水稲と他作目との複合による認定農家の育成を図る。

(3) 野菜

本市では、水稲との複合経営によるほうれんそうや水田裏作でのキャベツ・レタス等の露地野菜の栽培が行われており、近年は、茶の転換作物としてカリフラワーの生産も行われている。また、市街地に隣接した平坦地では、いちご等の施設野菜が生産されている。いずれも、農業協同組合の各支店における産直市が増えた事により、地場野菜の流通が活発になり鮮度等の評価も高い。今後も、品質の均一化、規格の統一化を図ることで産地ブランド化を推進し、他産地との差別化を図っていく。

また、施設栽培においては、低コスト施設やヒートポンプ等の導入により、低コスト化や省エネ化を図っていく。特にいちごは、環境制御技術導入により生産性の向上を目指す。

さらに、養液栽培及び高設栽培等の普及を図り、作業の省力化、軽減化や規模拡大を促進する。

(4) 果樹

本市で栽培されている果樹は、主にみかん・梨・キウイフルーツ・いちじく等である。

果樹の生食用需要は低下しているものの、食べやすさ、おいしさ、健康志向などの消費者ニーズやカットフルーツなどの加工品需要が増加し、食の多様化、簡便化志向の進展が見られる。

そのため、果実加工等の6次産業化の視点も踏まえ、多様な消費者ニーズに的確に対応した生産、販売活動を推進する必要がある。

今後は、消費者ニーズに沿ったおいしさ、食べやすさ、機能性成分等に着目した優良品種の導入を促進するとともに、加工・流通業者等との連携のもと、ジュース・ジャム・カットフルーツ等の加工品の開発、供給等を推進する。

また、共同選果場を核とした市場出荷だけでなく、地域の量販店等の協力を得ながら契約販売や直販事業の強化を推進する。あわせて、令和元年にリニューアルオープンした道の駅「富士」、道の駅「富士川楽座」、新富士駅「ステーションプラザFUJI」などの情報発信機能を活用し、6次産業化による加工品の開発・販売、観光農園・農業体験農園の開設等による交流型農業の振興を図る。特に、ブルーベリー農家が生産組織「ブルーベリー共和国」を設立し、観光農園や商品開発を積極的に推進しているため、今後も継続して振興を図る。

(5) 花き

本市の花き生産は、平坦地を中心とするきく、丘陵地でのしきみが主体となっている。

しきみについては、今後も需要が見込まれているが、きくは、花き消費の伸び悩みや輸入花きの増加等による市場価格の低迷に伴い、生産量も減少傾向にある。

今後は、低コスト施設の導入や生産効率の高い品種・技術の導入による生産コストの削減、省力化を進め、規模拡大による生産性の向上を推進する。

また、原油価格高騰対策として、冬期の暖房費の軽減のため、内部被覆の多層化やヒートポンプ等の導入を促進する。

(6) 畜産

本市では、養豚と養鶏が営まれているが、養鶏の占める割合が高く、複合養鶏から専業養鶏まで幅広い経営が展開されている。また、大淵に共同の家畜糞尿処理施設を整備し、生活環境の保全を図るとともに地力の維持増進を推進している。

近年、HPAI（高病原性鳥インフルエンザ）やCSF（豚熱）などの家畜疾病対策の強化や飼料価格の高止まりによる経営環境の悪化を踏まえた飼料自給率の向上、安全・安心を求める消費者ニーズへの対応などが課題となっている。

今後は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律を遵守し、環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を図るため、既設処理施設を適正に管理、活用し、良質堆肥を耕種農家に供給していく。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)			
	該当なし						

3 森林の整備その他林業の振興との関連

製材工場から発生する樹皮、おが粉等を堆肥などの農業資材として活用していくため、その体制づくりを推進する。

第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

近年、産業構造の変化や都市化の進展に伴い、農業を取り巻く環境は厳しくなっている。本市でも、この厳しい農業環境を背景として新規就農者は年間2名程度にとどまっており、後継者不足や生産者の高齢化が進行している。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に雇用環境が悪化する中、本市農業を将来にわたって発展させていくためには、次代を担う新規就農者の確保、育成が必要不可欠である。

そのため今後も、新規就農者の動向等を踏まえて、富士市農業再生協議会を中心に関係機関との連携強化と役割分担の明確化のもと、情報提供や研修機会の充実を図り、新規就農者、特に若い世代が進んで就農できる農業・農村の環境づくりを推進する。

また、女性が担い手として、一層の経営参画・社会参画が可能となる環境の整備や、高齢者の能力を活用した担い手支援等を推進する。

さらに、農業に対する関心・理解を深め、将来の農業の担い手を育成するため、学校教育機関と連携した教育ファームを推進するなど、小学校から高校まで一貫した農業教育の取組を支援する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対函番号	備考
	該当なし				

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 新規就農促進

新規就農者の経営が円滑にスタートしその後も継続されるよう、富士市農業再生協議会を中心に、富士市農業協同組合、農業委員会等、関係機関が一体となって、支援・指導を行う。

また、「就農相談カード」等の作成により、研修や営農指導の時期・内容などの状況等を共有し、巡回指導や年1回の面接を行うなど支援を効率的かつ適切に行っていく。あわせて、人・農地プランとの整合に留意しつつ、青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用し、確実な定着へと導いていく。

また、新規就農の促進とともに、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む必要がある。そのため、関係機関と一体となって、情報提供・就農相談機能の一層の充実を図る。特に、基幹作目である茶については、富士市農業協同組合茶業研修センターでの茶製造の技術指導の実施、茶製造の原点である「手揉み」の技術の

習得や「天下一製法」の保全・継承を図るなど加工技術の向上と後継者への技術指導・伝承を進めていく。

また、新規就農者の裾野の拡大を図るため、担い手としての可能性を有する、農業に関心のある市民を対象とした「農業アカデミー事業」を実施し、農業指導を行っていく。さらに、新設された市民農業者制度により、研修を積んだ者や、市民農園で一定期間経験を積んだ者など、技術と就農意欲のある市民や事業者が担い手として参画できるよう、多様な担い手の育成・確保を図っていく。

(2) 企業等の農業参入・農商工連携促進

農地法の改正に伴う規制の見直しにより、企業による農業参入が進んできているため、富士農林事務所等との連携のもと、本市農業の新たな担い手となりうる企業の農業参入を促進する。

また、地域資源の活用や農商工連携による新商品の開発、販路の拡大などに取り組む企業等への支援を推進する。

(3) 女性農業者の育成・経営参画促進

地域農業の重要な担い手である女性の経営参画を進めるため、女性の農業経営の高度化や起業に向けた研修の開催、女性認定農業者の拡大や家族経営協定の締結等を促進する。

(4) 高齢者活動促進

高齢者の能力の活用による担い手支援を通じた地域農業の維持・発展を図るため、高齢者のこれまで培った経験・技能を活かせるよう、新規就農者との交流等を促進する。

(5) ユニバーサル農業（農福連携）の推進

障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく農福連携の取組を推進する。さらに、障害者の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、性別・年齢・文化の違いにかかわらず、多様な人々が従事できるユニバーサル農業を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業を取り巻く厳しい労働環境や経営環境などにより、兼業農家戸数の割合は高く、平成27年度現在で総農家戸数に対して約9割（自給的農家含む）を占めている。

本市農業は、その一部を安定的な兼業収入を得る農家に支えられている。そのため、農業従事者の就業機会を確保することは、農業従事者の就業に伴う都市等への流出を抑制し、農業の持続的発展の基盤維持に寄与することとなる。さらに、兼業農家から認定農業者やビジネス経営体等への段階的な農地の集積・集約化を図る上でも重要である。

しかし、農業従事者の他産業就業の状況は、恒常的勤務が多いものの、日雇・臨時雇などの兼業農家も依然として存在している。また、産業の空洞化の進展や長期の景気低迷などが影響し、雇用面に大きな不安が生じている。

そのため、新東名高速道路の県外延伸に伴う交通利便性の向上を活かした企業誘致や地域資源の積極的な活用によるグリーン・ツーリズム等を推進し、交流型農業の振興を通じた就業機会の創出を図っていく。

将来における農業従事者の就業目標は、次表のとおりである。

(将来における農業従事者の就業目標)

単位：人

区 分	目標（令和12年）		
	男	女	計
恒 常 的 勤 務	436	290	726
自 営 兼 業	97	65	162
出 稼 ぎ	—	—	—
日 雇 ・ 臨 時 雇	7	5	12
総 計	540	360	900

- (注) 1 2015年農林業センサス
2 過去1年間の生活の主な状態別世帯員数（主に農業以外の仕事に勤務）、専兼業別農家数等を参考とした最小二乗法による推計値
3 「—」：事実のないもの

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 農業従事者の就業意向等を把握するための対策

現在、農業者だけを対象とした相談活動は実施していないが、市民を対象に、公共職業安定所での就業のあっせん及び指導等の全般的な相談活動を行っている。

今後も、関係機関と連携し、就業意向の把握に努め、安定的な就業の促進を図るための就業相談・支援活動を推進する。

(2) 企業誘致等による就業機会の確保対策

新東名高速道路、新富士インターチェンジ周辺や既存の工業団地及び工業系用途地域内への企業誘致を積極的に推進するとともに、市内既存企業にも企業立地促進奨励金制度をはじめとした諸施策により、企業の設備投資意欲を喚起し、雇用機会の拡大を図り、就業の場を確保することに努める。

(3) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保対策

他産業への就業環境の改善とともに重要な柱となるのが、農業など地域資源を利活用した事業機会、就業機会の創出である。これらは、他産業への就業という点と比較し、農業従事者の生産技術、経営技術等を十分活かすことが可能であり、さらに都市との交流拡大による地域活性化が期待できるため、このような地域資源を活かした事業機会、就業機会の創出を積極的に推進していく必要がある。

特に本市では、世界文化遺産「富士山」をはじめとする豊富な地域資源や恵まれた交通条件等を背景として、ブルーベリー収穫体験などグリーン・ツーリズムの取組が盛んに行われており、農業体験ができる農家民宿も運営されている。

そのため、新東名高速道路や道の駅などの交流基盤を活かしつつ、今後も富士山や富士川、茶や果樹等の地域資源を活用した体験・宿泊滞在・直売・飲食サービスなど都市農村交流ビジネスの展開を促進する。

また、農業の6次産業化による新商品の開発・販売や「つけナポリタン」「富士山ひらら」等のご当地グルメの普及を促進し、地域ブランドとして確立するなど、食と農に関連する産業振興を図っていく。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林業の経営形態は、ほとんどが農林複合型である。

今後は、富士木材センターや富士ひのき加工協同組合のほか、新たな製材加工業者の進出も検討しつつ、S G E C森林認証を活かした産地化に取り組み、農家林家の安定した就業を図る。

第9 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市は、世界文化遺産「富士山」をはじめ、富士川などの美しい景観や豊かな自然、農地・農業用水等の農業資源や貴重な伝統文化資源など数多くの地域資源を有している。

これらの地域資源は、長年の農業生産活動や集落の共同作業等を通じて維持保全されてきたものであるが、近年、農業従事者の減少・高齢化や混住化等の進行による集落機能の低下などから、その適切な保全管理が困難となりつつある。

このような中、本市農業の持続的な発展を図るためには、担い手の育成・確保等による農業生産性の向上に加え、生活環境の整備を推進し、快適な生活環境と定住条件の確保を図ることが重要である。

そのため、集落道等の生活基盤、防火水槽等の安全施設、集会場・公園・スポーツ・レクリエーション等のコミュニティ施設、保健施設等について、農村景観・農村環境との調和に配慮しながら整備を推進する。

なお、施設の整備にあたっては、地域住民自らの選択と責任による自主的な地域づくりが可能となるよう、住民参加による計画づくりを推進する。

(1) 安全性

ア 防災

本市は、地震をはじめ大雨による土砂災害、洪水、津波、活火山である富士山への対応、さらには国民保護法を規範としたテロ対策など、様々な災害対策を課題としている。特に平成23年3月に発生した東日本大震災による被害を踏まえ、地震・津波対策をハード・ソフトの両面から充実・強化していくことが求められている。また、本市の地形は、富士山頂より駿河湾に至る南斜面であり、一級河川である富士川・潤井川等の河川流域の低地や浮島の湿地等により水害の起こりやすい特性となっている。さらに、農地の改廃や都市化の進展により、保水・遊水機能も低下してきている。

そのため、これまでの地域防災計画や地震・津波対策アクションプログラム2013に基づく防災体制に加え、新たに国土強靱化地域計画を策定し、大規模な災害が発生した場合でも、致命的な被害を負わない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ強靱なまちづくりを推進していく。

また、各種ハザードマップの周知等により、地域住民やボランティアへの減災を目指した啓発活動など住民・企業・公共機関が一体となり、災害に対する予防活動と被災時の復旧活動の政策的向上に努めていく。

また、農地や森林の保全とともに湛水防除事業、河川及び雨水渠・水路の整備、調整池の整備を進めるなど総合的な治水対策を推進していく。

イ 交通安全

年々増加する高齢ドライバーが起因する交通事故を削減するため、高齢者の運転免許証の自主返納を促進するとともに、行政・警察・関係団体・地域等が連携し、歩行者や自転車の安全対策を実施する。

また、ドライバー・歩行者が相互理解と思いやりを持ち、交通事故のない社会を実現するため、年4回行われる交通安全運動などを通じて、引き続き交通安全教育に取り組む。

また、道路反射鏡をはじめ、歩道整備や歩道のバリアフリー化等を推進し、通学路の安全確保や高齢者等の交通弱者のための交通安全施設の整備を積極的に進める。

(2) 保健性

ア ごみ処理

都市化の進展、人口の増加、生活環境の変化にともない、ごみの収集量は著しく増加したが、ごみを適正排出するための啓発活動や環境志向の高まり等により、近年は減少傾向が続いている。

本市では、老朽化したごみ焼却施設に代わり、令和2年10月に高い環境保全性と安全性を備えた新環境クリーンセンターが供用開始され、ごみの焼却だけでなく、環境啓発・環境教育を推進するとともに、焼却余熱を利用した温浴施設では、市民の交流及び健康増進を図っている。

今後も、ごみ減量化と資源化を推進していくため、古紙、衣類、布団類、プラスチック類など資源物の分別徹底に取り組むとともに、燃えるごみの中で最も多い生ごみを各家庭で身近な段ボールを使って処理する「段ボールコンポスト化推進事業」に取り組み、普及啓発を図る。さらに、ごみ焼却により発生する未利用エネルギーや農業生産活動で生じるバイオマス資源などの有効活用を図り、循環型社会の形成を推進する。

イ 排水処理

市民の快適な生活環境の確保に加え、生活雑排水の流入による農地の汚染を防止するとともに、公共用水域の水質の保全を図るため、富士市生活排水処理長期計画に基づき、鷹岡・天間・青葉台地区の公共下水道の管網整備を推進する。新東名高速道路以北については、合併処理浄化槽への転換の促進及び施設の適正な維持管理の推進に努めていく。

また、下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化が進む施設の維持管理及び更新改築を計画的かつ効率的に推進する。

ウ 給水

富士山麓の広大な森林は、水源かん養の役割を担っており、富士山湧水群の潤井川水系と富士・愛鷹山系の中小河川群が流れる本市は、全国的にも有数の水資源に恵まれている。

市内の上水道普及率は9割を超えており、残りは簡易水道を利用している。

今後、地下水の維持保全と飲料水の安定供給を図るため、水源かん養林の保全や地下水の適正利用を進めるとともに、緑地や農地の適切な保全による浸透面の確保や公共施設などにおける雨水浸透施設設置の普及を促進する。また、市民の節水意識の高揚に努めるとともに、簡易水道の統合や配水池の整備、施設の耐震化と適切な維持管理に努めていく。

エ 保健・医療

生活習慣病や新型コロナウイルス等の感染症予防に努めるとともに、市民一人ひとりが安心して医療を受けられるよう、公立病院と地域の診療所の連携強化や在宅医療の推進、かかりつけ医の普及などにより、地域全体で適切に効率的な医療体制の確保を図る。また、長寿社会を心身ともに、健やかでいきいきと過ごせるよう、市民が自らの食や健康に関心をもち、学び、吸収した知識を日常生活に活かすため、保健センターや各まちづくりセンター等を活用した健康づくりの取組を推進する。

(3) 利便性

ア 交通

市域を東西に東名高速道路、新東名高速道路が走り、富士インター・新富士インターを中心に、国道139号、国道1号をはじめとした主要道路が整備されている。

また、新々富士川橋の整備も推進されており、今後より一層、広域交通機能の強化が図られることとなるが、これらの広域幹線道路を踏まえた総合的な交通体系を確立するため、新東名高速道路へのアクセス道路など、地域幹線道路の整備と渋滞発生の一因となっている交差点の改良を促進し、交通の円滑化を図っていく。

一方で、高齢者などの交通弱者に配慮した、人の安全を優先する道路空間の確保や、潤いのある快適な歩行者空間を確保するため、人と車が共存し、人と人とのふれあいが生まれる集落道路の整備も推進していく。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上や農林地の適正な維持・管理を行うため、適切な管理と整備を推進する。ただし、これらの道路整備にあたっては、小動物の移動経路の確保や沿道への広葉樹の植栽による潤いある景観づくりに努めるなど、環境・景観の保全に十分配慮する。

イ 情報・通信

近年、情報通信の技術革新はめざましく、住民サービスの向上あるいは地域振興の観点に立ち、積極的に新技術を活用した地域情報化を進める施策の展開が必要となっている。農村においても、情報技術の活用は、農産物の生産性を高め、流通コストを削減するとともに、効率的な農業経営の促進（経営の多角化、新たな市場開拓等）や農村の振興、都市との交流

に資するものとして期待されている。

そのため、富士市情報化計画に基づきICTの進展に対応した情報化施策を効果的に推進するとともに、最新技術の導入や研修等による人材育成に取り組み、住民サービスの向上や行政運営の効率化・高度化に向けた情報化を推進する。

(4) 快適性

ア 公園・緑地

公園・緑地は、市民のレクリエーションや憩いの場であるとともに、災害時の避難場所、火災などの緩衝地帯として、重要な役割を担っている。

そのため、緑の基本計画に基づき、ゆとりと潤いのある快適で安全な市民生活を確保し、富士山に似合う良好な景観の創出を図るため、身近な公園から都市との交流にも資する大規模公園まで、その機能に応じた公園・緑地等の整備を推進する。

また、高齢社会や余暇の増大などの時代背景に即した、新しい視点からの施設整備や機能の充実を図るとともに、地域の個性や特性、環境に配慮しながら、市民参加の施設づくりを推進する。特に富士川緑地については、富士山の眺望を活かしたスポーツの交流拠点として、再整備を推進する。

イ 景観

本市は、富士山や富士川、駿河湾で構成される優れた眺望地のほか、浮島沼の大規模農地(水田)や市街地各所に見られる湧水池など、多くの自然景観要素を有している。特に、富士山は、世界文化遺産にふさわしい自然景観の保全、歴史的資源の保全・整備について配慮が必要となっている。

そのため今後は、富士市景観計画に基づいて、富士山の眺望を活かし、富士山を背景としたヒマワリ等の景観形成作物の作付や大淵笹場の茶畑をはじめとする魅力的な景観の創出と、富士山の恵みである湧水や河川などの景観を保全し、良好な姿で次代へと継承していく。さらに本市特有の工場夜景にスポットを当てた取組等を推進し、紙のまちの情報発信及び観光交流のまちづくりを推進する。

また、地域共同による農地等保全活動を推進し、農地、森林の適切な管理による維持・保全を図る。さらに、農業用施設の整備にあたっては、農業用排水路やため池などを活用し、景観や親水性の向上にも配慮する。

ウ 児童福祉

家族形態の変化や女性の社会進出等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、子育てに対する意識は大きく変化している。こうした状況のなか、少子化に歯止めをかけ、児童の健全育成を図るためには、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、

子どもを生み育てることをめぐる諸課題を解決することが重要である。

そのため、地域・職場・行政などの連携のもと、子ども子育て支援制度に基づき幼児教育・保育の無償化に対応していくとともに、こども医療費助成制度の拡充や放課後児童クラブの運営支援、「ふじ子育てほっとステーション」の整備等を推進する。

エ 高齢者福祉

高齢化がますます進展する中で、高齢者が生きがいをもって充実した生活を送るためには、身近な地域の中で生活の幅を広げ、他の世代とふれあいながら社会参加できるように支援することが必要である。

本市では、社会福祉センターやまちづくりセンターでの学習活動や趣味活動、悠容クラブ（老人クラブ）でのレクリエーション活動や社会奉仕活動、シルバー人材センターを活用した就労などにより、高齢者の生きがい創出、社会参加の機会の充実に取り組んでおり、今後も高齢者の知識、経験、能力を活かす機会を提供しながら、高齢者が豊かな老後を実感できる環境の充実を図る。

また、支援を必要とする高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯が増加していることから、高齢になっても住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、地域包括支援センターを中心とした地域ネットワークを強化するとともに、医療・介護・介護予防・生活支援及び住まいの支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を図る。

(5) 文化性

ア スポーツ活動

少子高齢化の進行、生活の利便性の向上により、スポーツに対するニーズは多様化しているが、スポーツは、活力に満ちた社会の形成や個人の心身の健全な発達に必要なものであり、市民一人ひとりが、生涯にわたってスポーツに親しむことは重要である。

そのため、それぞれの体力・年齢・技術・目的に応じて、単なる競技や体力づくりだけでなく、「する」「みる」「支える」といった視点からもスポーツ施策を推進するとともに、スポーツ活動の拠点となる総合体育館の施設整備や富士球場トイレの全面改修、富士川体育館トイレの洋式化などを推進する。

また、地域住民が自発的・積極的に集まり、運営を行うことで、自らのスポーツ環境を整えることを目的とした総合型地域スポーツクラブを支援していく。

さらに、スポーツ指導者等の育成、各種スポーツ団体への支援、市民のニーズにあったスポーツ関連情報の提供等を行い、生涯スポーツの推進に努めるとともに、富士山女子駅伝やふじかわキウイマラソンなど、今後も魅力あるスポーツイベントを開催していく。

イ 地域伝統文化の保存・継承

本市では、地域の伝統行事として、「春堀」「投げ松明」「川カンジー」などが実施され、水環境を通じた地域の文化コミュニティが創造されてきた。また、吉原湧水群周辺では、湧水を共同の水場、洗い場として利用することにより、「井戸端会議」に見られるような特徴的な文化を形成してきている。加えて、本市は富士川や浮島ヶ原低地の治水により、拓けた平野部や溶岩台地の開墾の歴史を伝える文化財などの豊富な歴史資源を有している。

今後は、これら伝統文化や歴史資源を本市の貴重な財産として次代に引き継ぐため、富士山かぐや姫ミュージアム等を拠点として、文化後継者の育成、市民の理解醸成に努めるとともに、歴史を伝える文化財の保存、利活用を推進していく。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
	該当なし			

3 森林の整備その他林業の振興との関連

自然観察コースを整備し、市民の自然や森林とのふれあいの機会づくりを推進する。

また、生活環境施設の整備にあたっては、地域特産の「富士ひのき」の積極的な利用を推進する。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第10 付図（別添）

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）該当なし
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）該当なし
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号）該当なし

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

農用地区域とする別冊調書に掲げている地番に当たる土地を農用地区域とする。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

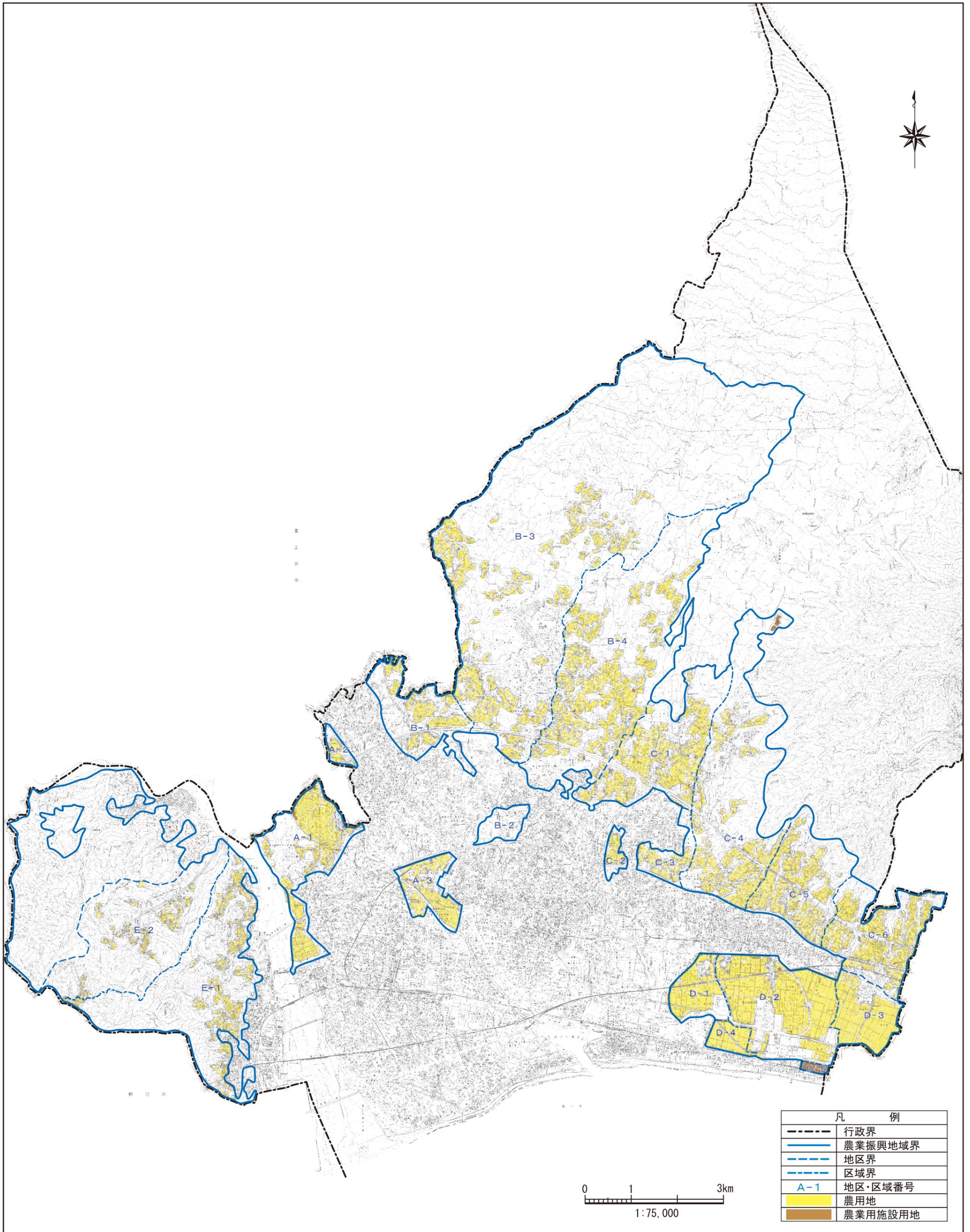
農用地区域とする別冊調書に掲げている地番に当たる土地を農用地区域とする。

(2) 用途区分

下表の地区名に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

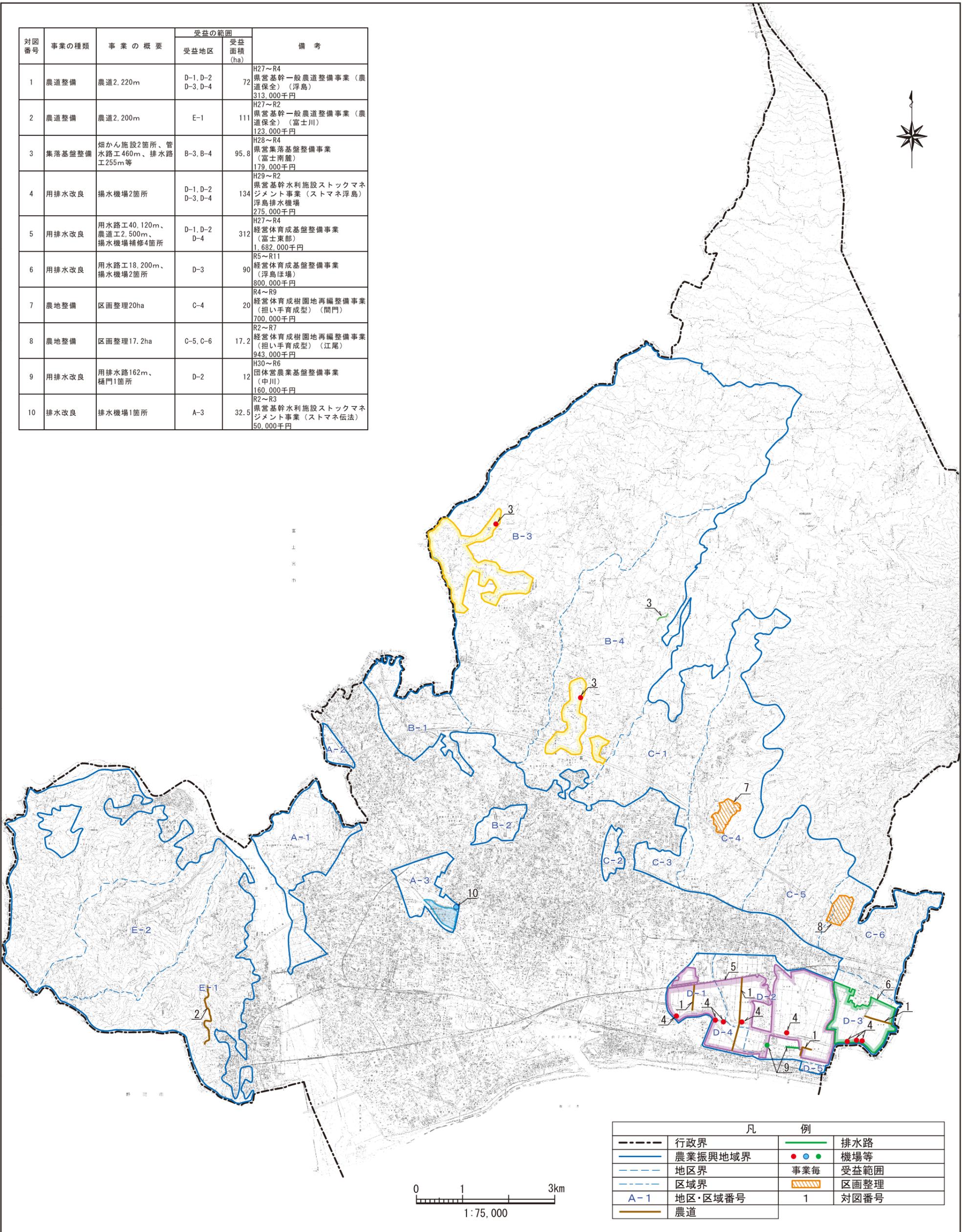
地区名	用途区分
A地区 (西部地区)	農地：下記の用途として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：農用地区域とする別冊調書の用途区分欄を農業用施設とした地番にあたる土地
B地区 (富士山麓地区)	農地：下記の用途として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：農用地区域とする別冊調書の用途区分欄を農業用施設とした地番にあたる土地
C地区 (愛鷹山麓地区)	農地：下記の用途として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：農用地区域とする別冊調書の用途区分欄を農業用施設とした地番にあたる土地
D地区 (東部地区)	農地：下記の用途として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：農用地区域とする別冊調書の用途区分欄を農業用施設とした地番にあたる土地
E地区 (富士川地区)	農地：下記の用途として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：農用地区域とする別冊調書の用途区分欄を農業用施設とした地番にあたる土地

付図1号 土地利用計画図



付図2号 農業生産基盤整備開発計画図

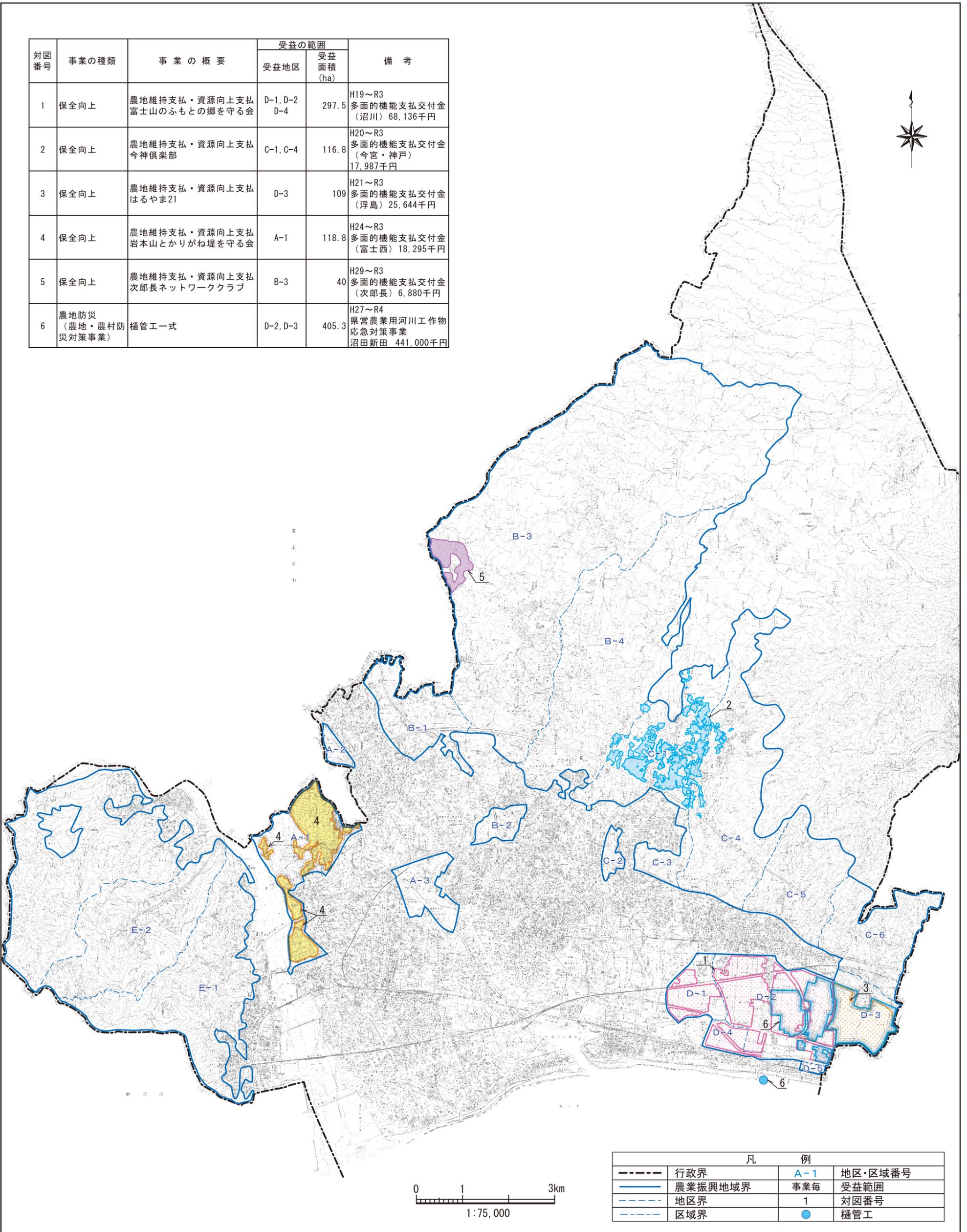
対図番号	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備考
			受益地区	受益面積 (ha)	
1	農道整備	農道2,220m	D-1, D-2 D-3, D-4	72	H27~R4 県営基幹一般農道整備事業（農道保全）（浮島） 313,000千円
2	農道整備	農道2,200m	E-1	111	H27~R2 県営基幹一般農道整備事業（農道保全）（富士川） 123,000千円
3	集落基盤整備	畑かん施設2箇所、管水路工460m、排水路工255m等	B-3, B-4	95.8	H28~R4 県営集落基盤整備事業（富士南麓） 179,000千円
4	用排水改良	揚水機場2箇所	D-1, D-2 D-3, D-4	134	H29~R2 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業（ストマネ浮島） 浮島排水機場 275,000千円
5	用排水改良	用水路工40,120m、農道工2,500m、揚水機場補修4箇所	D-1, D-2 D-4	312	H27~R4 経営体育成基盤整備事業（富士東部） 1,682,000千円
6	用排水改良	用水路工18,200m、揚水機場2箇所	D-3	90	R5~R11 経営体育成基盤整備事業（浮島ほ場） 800,000千円
7	農地整備	区画整理20ha	C-4	20	R4~R9 経営体育成樹園地再編整備事業（担い手育成型）（間門） 700,000千円
8	農地整備	区画整理17.2ha	C-5, C-6	17.2	R2~R7 経営体育成樹園地再編整備事業（担い手育成型）（江尾） 943,000千円
9	用排水改良	用排水路162m、樋門1箇所	D-2	12	H30~R6 団体営農業基盤整備事業（中川） 160,000千円
10	排水改良	排水機場1箇所	A-3	32.5	R2~R3 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業（ストマネ伝法） 50,000千円



凡 例			
-----	行政界	-----	排水路
————	農業振興地域界	● ● ●	機場等
.....	地区界	————	事業毎 受益範囲
-----	区域界	▨ ▨ ▨	区画整理
A-1	地区・区域番号	1	対図番号
———	農道		

付図3号 農用地等保全整備計画図

対図番号	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備考
			受益地区	受益面積 (ha)	
1	保全向上	農地維持支払・資源向上支払 富士山のふもとの郷を守る会	D-1, D-2 D-4	297.5	H19～R3 多面的機能支払交付金 (沼川) 68,136千円
2	保全向上	農地維持支払・資源向上支払 今神倶楽部	C-1, C-4	116.8	H20～R3 多面的機能支払交付金 (今宮・神戸) 17,987千円
3	保全向上	農地維持支払・資源向上支払 はるやま21	D-3	109	H21～R3 多面的機能支払交付金 (浮島) 25,644千円
4	保全向上	農地維持支払・資源向上支払 岩本山とかりがね堤を守る会	A-1	118.8	H24～R3 多面的機能支払交付金 (富士西) 18,295千円
5	保全向上	農地維持支払・資源向上支払 次郎長ネットワーククラブ	B-3	40	H29～R3 多面的機能支払交付金 (次郎長) 6,880千円
6	農地防災 (農地・農村防 災対策事業)	樋管工一式	D-2, D-3	405.3	H27～R4 県営農業用河川工作物 応急対策事業 沼田新田 441,000千円



凡 例			
-----	行政界	A-1	地区・区域番号
———	農業振興地域界	事業毎	受益範囲
----	地区界	1	対図番号
----	区域界	●	樋管工

富士市行政資料登録番号

R 3 - 4